

# Q&A

## ○研究奨励金

### 推薦件数について

- 1) 推薦者は必ず所属長（学長、学部長、研究科長、病院長、研究所長など）もしくは財団理事、評議員、顧問であること
- A) 上記記載の所属長以外の推薦者は基本的に認めていない  
但し、施設での呼称が異なり、判断が難しい場合には、財団事務局にご確認ください
- 2) 推薦は、原則として1推薦者につき1件とすること  
ただし、女性研究者を含めて推薦する場合は、1推薦者につき最大2名まで推薦することができる
- A) 例として、学長が1名の研究者（男女限らず）を推薦することができるほか、学長評定における次点推薦候補者女性の研究者の場合、1名の追加推薦（合計2名となる）をすることができる
- 3) また、研究奨励金については、小児臨床薬理研究に限り、上記とは別に1件の推薦を認める
- A) 2) の1推薦者につき、男性・女性の2名、または女性の2名の推薦者に加え、小児臨床薬理研究をテーマとした研究者（男性・女性を問わず）を1名追加することができる
- 4) なお、推薦者が複数の所属機関の長を兼務している場合は、それぞれの機関について推薦することができる
- A) 例えば、学長が学部長を兼務されていた場合、各々の役割において、推薦者の権利を保有されることを意味する

## ○若手研究支援

### 推薦者について

- 1) 「本助成では、教授等の組織長の推薦が必要となる」との記載がありますが、病院教授でも推薦が可能でしょうか
- A) 主任教授、教授はもちろん、病院教授でも推薦が可能です